議 第 173 号 令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市犯罪被害者等支援条例の制定について

熊本市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

熊本市長 大西一史

熊本市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
  - (3) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
  - (4) 事業者 本市の区域内で犯罪被害者等を雇用する者その他の事業を営む者をいう。
  - (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
  - (6) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
  - (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける経済的な 損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

(8) 再被害 犯罪被害者等が再び当該犯罪等の加害者から受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

- 第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇 を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者 等が置かれている状況その他の事情に応じて、かつ、犯罪被害者等が社会から孤立 することのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるように 行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担 を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、これを総合的かつ計画的 に実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

- 第5条 市民及び事業者は、二次被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から 孤立することのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性につ いての理解を深めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協 力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員が必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境についての十分な配慮をするとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関 等との緊密な連携協力を図るものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(平成18年条例第38号) 第7条に規定する計画において、犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を 定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

- 第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口 を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要 な支援を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス 及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者 等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の取扱いについての配慮)

第12条 市、市民、事業者及び関係機関等は、二次被害及び再被害を防止し、犯罪 被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いについて特 に配慮しなければならない。

(未成年者への配慮)

第13条 市は、犯罪被害者等が未成年者である場合における支援にあっては、その 年齢及び発達の程度に応じて十分に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解の増進)

第14条 市は、二次被害又は再被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から 孤立することのないよう、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況 及び支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動、 啓発活動その他の活動を行うものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第15条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に係る情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(意見の反映)

第16条 市は、犯罪被害者等の意見を把握し、これを犯罪被害者等の支援のための 施策に反映させるよう努めるものとする。

(協議会への諮問)

第17条 市長は、第7条に規定する計画に犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を定める場合その他必要があると認める場合には、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例第15条に規定する熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会に諮問することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## (提出理由)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。